RESOL
リソルグループ

第127回定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日にご来場されないようお願い申しあげます。

日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング12階　当社会議室

決議事項　議　案　　取締役６名選任の件

<目次>

●第127回定時株主総会招集ご通知・・・　1
●事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・　3
●連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・　19
●計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・　29
●監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・　37
●参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・　43

リソルホールディングス株式会社

証券コード　5261

証券コード　５２６１
2020 年 6 月 11 日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
リソルホールディングス株式会社
代表取締役社長兼ＣＯＯ　今 泉 芳 親

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症に係る昨今の状況を踏まえ、政府や都道府県知事からの要請により、引続き感染拡大防止に努めなければいけない事態となっております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、**書面により事前の議決権行使をいただき**、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日にご来場されないようお願い申しあげます。**

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに同封の議決権行使書用紙が到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング12階　当社会議室

前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、株主様にはご来場されないようお願い申しあげます。本株主総会は、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項

1．第127期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第127期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役６名選任の件

以上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.resol.jp）に掲載させていただきます。

◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.resol.jp）等にてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

＜事業の経過及び成果＞

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税による個人消費の低迷や海外経済の減速、米中貿易摩擦などを背景に不透明な状況で推移しました。更に今年に入ってからは、世界的に広がる新型コロナウイルス感染症の影響により、金融市場の動揺が広がるとともに、インバウンドの激減や国内消費の抑制など、経済・社会活動が停滞し当社グループをとり巻く環境も厳しい状況となりました。

このような経営環境のもと、グループの成長基盤の構築を着実に進めました。また、グループの価値基準である「あなたのオフを、もっとスマイルに。」と長期方針である３つの「やさしい」の実践を徹底し、各事業においてお客様の満足度向上を図りました。

ホテル運営事業では、既存ブランド“ホテルリソル”や“ペット＆スパホテル”の新規運営開始や新形態のキャビン型宿泊施設の開業、さらなる新規施設の開業準備を進め、事業拡大を図りました。

ゴルフ運営事業では、グループ施設共通で使える「リソルカードＧ」会員の拡大と会員リピート率アップを図るイベント実施に努めました。

ＣＣＲＣ事業では、「Sport ＆ Do Resort リソルの森」（本年４月改称）の上質化を目指し宿泊施設や健康スポーツ施設の改修、グランピングエリア・天然温泉スパの新設など、本年４月のリニューアルオープンに向けた大規模工事を進めました。

再生エネルギー事業では、福島県において約37メガワットの太陽光発電事業（売電単価36円及び32円）の開発工事を終え、東北電力との系統連系を完了し、本年１月から売電を開始しました。

福利厚生事業では、働く人々の健康と幸せづくりをサポートするため、会員のニーズに応えた人気のサービスメニューとの業務提携を積極的に進め、利用者が満足する商品づくり強化による利用率向上を図りました。

投資再生ビジネスでは、旧ゴルフ場の再生に係る太陽光関連の販売用不動産を売却するとともに、運営施設のバリューアップ型投資再生ビジネスとしてゴルフ場の株式売却を行いました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響、リニューアル工事期間中の施設休止による期間損失、新規施設の開業準備費などにより、売上高は20,611百万円（前期比1.6％減）、営業利益は423百万円（前期比44.8％減）、経常利益は1,003百万円（前期比35.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は106百万円（前期比92.5％減）となりました。

事業のセグメント別の主な状況は、以下のとおりでございます。

＜ホテル運営事業部門＞

ホテル運営事業では、前年４月に「ホテルリソル秋葉原」「ホテルリソル横浜桜木町」「ペット＆スパホテル伊豆高原」、７月に「ペット＆スパホテル伊豆ワン」の運営を開始するとともに、宿泊の多様化への対応、新しいマーケットへの進出として、新形態のキャビン型宿泊施設「リソルポシュテル東京浅草」を本年１月に開業しました。さらに本年７月に「ホテルリソル上野」、秋ごろに「ホテルリソルトリニティ大阪」のオープンを予定し、新規施設の開業による収益基盤の拡大に取組んでいます。

その他エリアでは、京都３ホテルがビジネス・観光・インバウンド需要の積極的な取込みを実施しましたが、全体的には大都市圏における新規ホテル開業による価格競争の激化や韓国を中心としたインバウンドの減少、最終的には本年１月末以降の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け全体的に大幅な落込みとなりました。町田、岐阜、佐世保などの競合出店が少ないエリアは比較的堅調に推移しました。

茨城県、岡山県の２ヶ所で展開する“スパ＆ゴルフリゾート”では、宿泊施設の品質向上や料理・サービス等の改善に取組み、宿泊者数・売上ともに順調に推移し、特に「スパ＆ゴルフリゾート久慈」では、さらなる収益拡大を目指し新たにゴルフヴィラ３棟の増設工事を進めました。

“ペット＆スパホテル”では、お客様満足度の向上と運営現場のローコスト化を推進することにより収益が改善しました。

以上の結果、インバウンド要因や競合ホテルの開業ラッシュによる単価下落、新型コロナウイルス感染症の影響、新規開業施設に係る開業準備費の吸収などにより、ホテル運営事業部門における売上高は10,106百万円（前期比9.5％増）、営業利益は675百万円（前期比44.7％減）となりました。

＜ゴルフ運営事業部門＞

ゴルフ運営事業では、会員サービスの向上策として、グループ運営施設共通で使える「リソルカードG」会員の拡大を図るべく、リソルカードで受付から精算までをワンストップで行える「リソルカードナビステーション（ナビステ）」を導入し、合理化と満足度を両立させ、QRコードによるポイントを使った優待施策や情報配信を積極的に実施し、会員のロイヤリティ化で「リソルカードG」会員のリピート率向上につなげました。

シチュエーションに応じた４つの運営スタイル「上級」「カントリークラブ」「カジュアル」「リゾートコース」でお客様のニーズに対応する中で、特に上級コースの「中京ゴルフ倶楽部 石野コース」と宿泊施設を併設したゴルフリゾートが好調を維持しました。また、運営施設のバリューアップ型投資再生ビジネスにおいてゴルフ場の株式売却を行い営業外収益（投資再生関係会社株式売却益）を計上いたしました。

以上の結果、自然災害や新型コロナウイルス感染症などの影響を受ける中、「中京ゴルフ倶楽部 石野コース」の収益が業績に寄与するも、ゴルフ運営事業部門における売上高は4,782百万円（前期比10.4％減）、営業利益は93百万円（前期比60.3％減）となりました。

＜ＣＣＲＣ事業部門＞

ＣＣＲＣ事業では、本年４月にリニューアルオープンした体験型リゾート施設「Sport ＆ Do Resort リソルの森」の収益拡大を図るため、宿泊施設や健康スポーツ施設の改修、グランピングエリア・天然温泉スパの新設など、上質化に向けた大規模リニューアル工事を進めました。また、早期の受注を目標に営業活動の強化やゴルフ会員権の販売、魅力ある体験型プログラムの開発に取組みました。

以上の結果、リニューアル工事期間中の施設休止による期間損失や開業準備費の計上と前年の千葉県南部地震や台風15号及び台風19号による被害等で特別損失の計上、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ＣＣＲＣ事業部門における売上高は2,372百万円（前期比15.5％減）、営業損失は152百万円（前期は営業利益51百万円）となりました。

＜福利厚生事業部門＞

福利厚生事業では、働く人々の健康と幸せづくりをサポートするため、会員のニーズに応えた人気のサービスメニューとの業務提携を積極的に進め、“毎日見てもらえる、毎日利用される福利厚生”をテーマにメニューを拡充し利用者が満足する商品づくり強化による利用率向上を図りました。また、グループ直営施設と商品企画において連携強化を図りグループシ

ナジーの最大化を図りました。

以上の結果、福利厚生事業部門における売上高は1,714百万円（前期比0.8％減）、営業利益は29百万円（前期比48.4％減）となりました。

＜再生エネルギー事業部門＞

再生エネルギー事業では、福島県において約37メガワットの太陽光発電事業（売電単価36円及び32円）の開発工事を終え、東北電力との系統連系を完了し、本年１月から売電を開始しました。また、「Sport ＆ Do Resort リソルの森」内において進めている地産地消エネルギー事業や1.5メガワット太陽光発電事業の工事を順調に進めました。グループ全体で約40メガワットの発電事業を手がけることとなり、今後はグループ使用電力量相当分を再生エネルギー事業で賄えるよう事業を推進し、地球にやさしい企業を目指してまいります。また、投資再生ビジネスでは、旧ゴルフ場再生に係る太陽光関連の販売用不動産の売却を行いました。

以上の結果、再生エネルギー事業部門における売上高は1,435百万円（前期比10.1％減）、営業利益は1,072百万円（前期比118.5％増）となりました。

＜不動産関連事業部門＞

不動産関連事業では、保養所や別荘の再生・活性化を進め、ペット同伴ホテルへの再生や「暮らすように泊まる」をコンセプトとした滞在型の直営戸建て別荘“スイートヴィラ”を広く一般向けに販売しました。

以上の結果、不動産関連事業部門における売上高は199百万円（前期比20.0％減）、営業損失は47百万円（前期は営業損失48百万円）となりました。

⑵　設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、「Sport ＆ Do Resort リソルの森」の大規模リニューアル、ホテルの運営事業用設備及び太陽光設備拡充等のため、8,340百万円の設備投資を行いました。

⑶　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑷　対処すべき課題

今後のわが国の経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響による国内外の経済活動の不確実性などが下押し要因となり、先行き不透明な経営環境が続くと予想されます。

政府による各種経済対策等の実行やその効果は期待されるものの、新型コロナウイルス感染症が経済及び社会活動に与える影響は甚大かつ広範囲にわたり、その収束の如何によっては長期間にわたって景気後退を招くことも予想され、予断を許さない状況となっております。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されるホテル運営事業等をはじめ当社グループの事業領域全般において、宿泊需要等、市場環境の動向を一層注視していく必要があります。宿泊需要の市場環境の回復状況次第で、事業環境は大きく変化するものと思われます。

当社グループといたしましては、コーポレートスローガンである「あなたのオフを、もっとスマイルに。」を着実に推進するとともに、収益の最大化を図る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

⑸　財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第124期 [2016年度]	第125期 [2017年度]	第126期 [2018年度]	第127期 当連結会計年度 [2019年度]
売上高	百万円 22,277	百万円 23,643	百万円 20,950	百万円 20,611
経常利益	百万円 1,640	百万円 2,056	百万円 1,554	百万円 1,003
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,318	百万円 1,415	百万円 1,425	百万円 106
1株当たり当期純利益	円 237.26	円 254.86	円 256.55	円 19.21
総資産	百万円 32,011	百万円 34,910	百万円 35,236	百万円 41,253
純資産	百万円 11,864	百万円 14,476	百万円 15,093	百万円 14,516
1株当たり純資産額	円 2,131.33	円 2,335.92	円 2,435.08	円 2,385.40

（注）2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分 ＼ 期別	第124期 [2016年度]	第125期 [2017年度]	第126期 [2018年度]	第127期 当事業年度 [2019年度]
売上高	百万円 3,616	百万円 5,108	百万円 4,674	百万円 4,763
経常利益	百万円 118	百万円 578	百万円 1,204	百万円 696
当期純利益	百万円 555	百万円 459	百万円 315	百万円 759
1株当たり当期純利益	円 100.00	円 82.67	円 56.77	円 136.78
総資産	百万円 23,165	百万円 24,100	百万円 25,168	百万円 32,157
純資産	百万円 7,547	百万円 7,726	百万円 7,169	百万円 7,540
1株当たり純資産額	円 1,358.59	円 1,390.98	円 1,290.79	円 1,357.55

（注）2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(6) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
リソル株式会社	100	99.8(※)	運営事業会社の管理 シェアードサービス
リソルホテル株式会社	90	99.8(※)	ホテル、コテージ、別荘等の宿泊施設の運営及び管理
リソルゴルフ株式会社	52	99.8(※)	ゴルフ場の運営及び管理
リソル生命の森株式会社	100	99.8(※)	ＣＣＲＣ事業。ホテル、コテージ、ゴルフ場、スポーツ施設等の運営及び管理

（注）議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

⑺　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

ホテル運営事業	ホテルの経営 ホテル宿泊施設の運営 リゾート施設の運営 コンサルティング業務 ホテル等の施設業務管理
ゴルフ運営事業	ゴルフ場の経営 ゴルフ場の運営 コンサルティング業務 ゴルフ場の施設業務管理 レジャー用品の販売
ＣＣＲＣ事業	「大学連携型ＣＣＲＣ」等の地方創生推進事業 多世代交流リゾートコミュニティ事業 健康寿命延伸のための健康長寿プログラム開発 ＣＣＲＣ施設の販売及び賃貸
福利厚生事業	福利厚生・健康増進サービス提供のためのＩＣＴ開発 カフェテリア方式の福利厚生代行サービス 国内旅行の販売 海外旅行の販売
再生エネルギー事業	太陽光等の自然エネルギー事業 太陽光関連の設備・不動産における開発事業 太陽光設備等の販売・管理業務 コンサルティング業務
不動産関連事業	投資再生事業 保養所等の再生事業及び販売 直営戸建別荘の予約・販売 保養所ホテルの運営施設の開発

⑻ 主要な営業所（2020年３月31日現在）

当社	本社	東京都新宿区西新宿六丁目24番１号		
リソル株式会社	本社	千葉県	－	－
リソルホテル株式会社	本社	東京都	－	－
リソルゴルフ株式会社	本社	静岡県	－	－
リソル生命の森株式会社	本社	千葉県	営業所	東京都

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
330 名	△46 名

（注）従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30 名	△1 名	39.9 歳	9.8 年

（注）従業員数は就業員数（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

⑽ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,255百万円
株式会社三井住友銀行	3,076
株式会社大東銀行	1,505
株式会社東邦銀行	1,505
株式会社りそな銀行	1,077

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株
② 発行済株式の総数　5,564,200株
③ 株主数　10,224名
④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	自己株式を除く持株比率
	株	%
三井不動産株式会社	2,279,200	41.03
コナミホールディングス株式会社	1,132,900	20.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・ミサワホーム口）	342,000	6.15
リソルグループ取引先持株会	100,700	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	56,500	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,100	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	40,300	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,400	0.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	21,600	0.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	17,000	0.30

（注）持株比率は自己株式（9,855株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年３月31日現在）
該当事項はございません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

⑶　会社役員に関する事項

①　取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	平田秀明	グループ最高経営責任者（ＣＥＯ） 取締役会議長 グループ経営会議議長
代表取締役社長	今泉芳親	グループ最高執行責任者（ＣＯＯ） リソル株式会社代表取締役社長 リソルホテル株式会社代表取締役社長 リソルペットアンドスパホテルズ株式会社代表取締役社長
取締役	星野正	経営システム室担当兼広報室担当 リソルライフサポート株式会社代表取締役社長
取締役	大澤勝	経営管理部長兼経理部長兼総務部長兼お客様相談室長 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長
取締役	川村豊	三井不動産株式会社執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役
取締役	東尾公彦	コナミホールディングス株式会社代表取締役副社長 関東ＩＴソフトウェア健康保険組合理事長
常勤監査役	小嶋康司	
監査役	岡本正彦	三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 株式会社三井の森取締役 臼津開発株式会社取締役 三井不動産投資顧問株式会社取締役 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社取締役 京葉土地開発株式会社取締役 株式会社千葉日報社監査役
監査役	村上健夫	公認会計士 村上健夫事務所所長

（注）１．取締役川村 豊氏及び取締役東尾公彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役岡本正彦氏及び監査役村上健夫氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役小嶋康司氏、監査役岡本正彦氏、監査役村上健夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・小嶋康司氏は、当社の企画、営業、総務、内部監査業務における長年の実務経験を有しております。
・岡本正彦氏は、三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社数社の取締役及び監査役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
・村上健夫氏は、公認会計士の資格を有しております。

4．平田秀明氏、今泉芳親氏、星野 正氏、大澤 勝氏は、執行役員を兼務しております。

5．当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・2019年６月27日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役世古洋介氏は任期満了により退任いたしました。
・2019年６月27日開催の第126回定時株主総会において、新たに川村 豊氏が社外取締役に選任され就任いたしました。
・2019年６月27日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役佐藤 仁氏は任期満了により退任いたしました。
・2019年６月27日開催の第126回定時株主総会において、新たに小嶋康司氏が常勤監査役に選任され就任いたしました。

6．取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
・平田秀明氏は、2020年４月１日付で中京ゴルフ倶楽部株式会社の取締役に就任いたしました。
・今泉芳親氏は、2020年４月１日付でリソルライフサポート株式会社及び中京ゴルフ倶楽部株式会社の取締役に就任いたしました。
・東尾公彦氏は、2019年６月26日付でコナミホールディングス株式会社の取締役兼執行役員副社長から代表取締役副社長に就任いたしました。また、2020年４月１日付でコナミホールディングス株式会社の代表取締役副社長から代表取締役社長に就任いたしました。

7．監査役村上健夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の額
取締役（社外取締役を除く）	4名	99百万円
監査役（社外監査役を除く）	2	13
社外役員	2	11

（注）1．2016年６月29日開催の第123回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額２億４千万円以内（ただし、使用人分給与は含まないこととする）、監査役の報酬限度額は年額４千８百万円以内であります。
2．監査役の報酬等の額には、2019年６月27日開催の第126回定時株主総会終結時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役川村 豊氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の執行役員ホテル・リゾート本部長、同社関係会社の株式会社三井不動産ホテルマネジメント及び三井不動産リゾートマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は、三井不動産株式会社との間に賃貸借契約、福利厚生代行サービス利用契約等の取引があるほか、ホテルやゴルフ場の運営受託事業、投資再生事業等において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。

・取締役東尾公彦氏は、当社の特定関係事業者であるコナミホールディングス株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。なお、当社は、コナミホールディングス株式会社及び同社関係会社の株式会社コナミスポーツクラブと福利厚生事業において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。

・監査役岡本正彦氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社の三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社三井の森及び臼津開発株式会社などの取締役、株式会社千葉日報社の監査役を兼務しております。なお、当社と三井不動産株式会社との関係は前述のとおりであります。また、同氏のその他の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

・監査役村上健夫氏の兼職先である公認会計士村上健夫事務所と当社との間には、特別の利害関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川村 豊	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、経営全般にわたる深い知識や経験を生かし、客観的・中立的な立場から、議案等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	東尾 公彦	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、経営全般にわたる深い知識や経験を生かし、客観的・中立的な立場から、議案等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡本 正彦	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、会社経営に関する知識や経験を生かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。
監査役	村上 健夫	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。

（注）1．当事業年度中に会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議はありません。
2．取締役川村 豊氏は、2019年６月27日開催の第126回定時株主総会で選任されたため、取締役会の開催回数は10回であります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の子会社につきましても、太陽有限責任監査法人が会計監査を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制を整備する。当社及び主要な子会社は、それぞれの事業に関して責任を負う取締役又は執行役員を任命し、コンプライアンス、リスク管理に関する体制を構築する。内部監査室は、子会社の取締役と連携してこれらを横断的に管理し、その状況を監査する。その活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は文書取扱規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部門又は子会社にてマニュアルの作成・配付、教育の実施等を行うものとする。グループの横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行うものとする。

④　当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社グループの各事業統括責任者がその子会社の取締役になり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制とする。

⑤　当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社及び子会社の使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制を整備する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当部門が当社及び子会社の使用人の教育等を行う。

⑥　子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　常勤の取締役及び監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期に開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとする。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとする。

⑧　前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとする。

⑨　当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人が監査役に報告をするための体制
　当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとする。
　コンプライアンス違反行為が発生又は発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報する。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、監査役へ報告する。

⑩　当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　社内通報の定めに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役職員へ周知徹底する。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担する。

⑫　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的な意見交換の場を設けることとする。また、監査役は、取締役及び子会社の監査役と情報交換を行うものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当事業年度における当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンスに対する取組みについて

すべての役職員が「コンプライアンスポリシー」に則って行動するよう周知徹底を図っております。内部監査室は、子会社の取締役とも連携し、業務監査等を通じて、厳正な調査の下で適切に対応しております。常勤監査役は、コンプライアンス違反に関する通報を受け付け、その通報内容を調査、検証のうえ適切に対応するとともに、適宜、その結果を取締役、監査役に報告しております。

・職務執行の適正及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月１回開催の定例取締役会において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、取締役及び執行役員の業務執行の監督を行っております。また、常勤の取締役及び監査役と主要な子会社の社長が出席する定期に開催の会議において、グループ内の重要事項の報告や協議を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報は、社内の規定に則って、適切に保管及び管理を行っております。

・損失の危険の管理に対する取組みについて

リスク管理の基本規程やマニュアルに基づき、コンプライアンス担当部門はグループのリスクマネジメントの実施状況を確認し、必要に応じて適切に対応しております。事業所においてはコンプライアンス教育やリスクマネジメント委員会を継続して実施しております。これらの実施状況や業務監査の結果、改善指導状況などを四半期ごとに取締役会へ報告しております。

・監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役会は常勤監査役１名と社外監査役２名で構成されており、毎月１回開催の監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議を行っております。常勤監査役は、常勤取締役及び主要な子会社の社長が出席する会議への参加や子会社取締役との連携等を通じて情報収集に努めております。

⑹　会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

⑺　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識し、将来の事業展開と内部留保による財務体質の充実等を勘案したうえ、安定かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に従って、当期の期末配当につきましては、１株当たり50円とさせていただくことに決定いたしました。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**15,826**	**流動負債**	**11,296**
現金及び預金	2,880	買掛金	524
売掛金	1,085	短期借入金	3,300
商品	118	1年内返済予定の長期借入金	3,083
販売用不動産	9,439	リース債務	217
貯蔵品	74	未払金	2,709
未収入金	689	未払法人税等	94
その他	1,538	預り金	853
		賞与引当金	175
		その他	337
固定資産	**25,426**	**固定負債**	**15,440**
有形固定資産	**20,583**	長期借入金	10,816
建物及び構築物	3,629	リース債務	1,163
機械装置及び運搬具	531	長期未払金	23
工具、器具及び備品	358	長期預り金	121
土地	12,190	預り保証金	2,137
リース資産	1,240	従業員特別補償引当金	176
建設仮勘定	2,634	退職給付に係る負債	500
無形固定資産	**1,002**	資産除去債務	503
のれん	616		
借地権	217		
リース資産	90	**負債合計**	**26,737**
その他	78	**純資産の部**	
		株主資本	**14,878**
投資その他の資産	**3,840**	資本金	3,948
投資有価証券	1	資本剰余金	2,401
繰延税金資産	1,485	利益剰余金	8,551
差入保証金	1,984	自己株式	△23
その他	369	**その他の包括利益累計額**	**△1,628**
		土地再評価差額金	△1,621
		退職給付に係る調整累計額	△7
		非支配株主持分	**1,267**
		純資産合計	**14,516**
資産合計	**41,253**	**負債・純資産合計**	**41,253**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

科目	金額	
		百万円
売上高		**20,611**
売上原価		**7,690**
売上総利益		**12,921**
販売費及び一般管理費		**12,497**
営業利益		**423**
営業外収益		
受取利息	0	
投資再生関係会社株式売却益	701	
受取賃貸料	13	
還付金収入	8	
その他	97	821
営業外費用		
支払利息	134	
支払手数料	89	
その他	18	241
経常利益		**1,003**
特別利益		
固定資産売却益	0	
保険金収入	51	
違約金収入	4	57
特別損失		
減損損失	10	
固定資産除却損	1	
従業員特別補償引当金繰入額	204	
事業所整理損	1	
貸倒引当金繰入額	9	
災害による損失	172	
投資有価証券売却損	0	400
税金等調整前当期純利益		**659**
法人税、住民税及び事業税	160	
法人税等調整額	342	503
当期純利益		**156**
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		**106**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,948	2,401	8,834	△23	15,160
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△388		△388
親会社株主に帰属する当期純利益			106		106
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主への配当					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△282	△0	△282
当連結会計年度末残高	3,948	2,401	8,551	△23	14,878

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△0	△1,621	△13	△1,635	1,568	15,093
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△388
親会社株主に帰属する当期純利益						106
自己株式の取得						△0
非支配株主への配当					△343	△343
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	0	－	6	6	42	48
当連結会計年度変動額合計	0	－	6	6	△300	△576
当連結会計年度末残高	－	△1,621	△7	△1,628	1,267	14,516

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（連結の範囲に関する事項）

1．連結子会社の数23社……リソル㈱、リソル生命の森㈱、リソルホテル㈱、プリシアリゾートヨロン㈱、リソルアールアンドエス㈱、リソルペットアンドスパホテルズ㈱、リソル施設管理㈱、リソルアドベンチャー㈱、リソルゴルフ㈱、中京ゴルフ倶楽部㈱、大熱海国際ゴルフ㈱、南栃木ゴルフ倶楽部㈱、㈱ジェージー久慈、㈱福島グリーンシステム、益子ゴルフプロパティーズ㈱、瀬戸内ゴルフリゾート㈱、リソルシード㈱、リソル総合研究所㈱、リソル再生エネルギー㈱、リソルライフサポート㈱、リソル不動産㈱、石川太陽光第一合同会社、石川太陽光第二合同会社

前連結会計年度において連結子会社でありました㈱岡崎ゴルフ倶楽部は2020年３月31日付で株式売却したため、連結の範囲から除いております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱那須ハイランドゴルフ、備前ゴルフクラブ㈱、㈱益子カントリー倶楽部、瀬戸内太陽光合同会社は2020年３月25日付で会社清算をしたため、連結の範囲から除外しております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたリソルアドミサービス㈱はリソルライフサポート㈱と2019年10月１日付で吸収合併をしたため連結の範囲から除外しております。さらに、リソル総合研究所㈱は、2019年９月26日付で従来のリソルエンジニアリング㈱から商号変更しております。

2．非連結子会社１社……リソルゴルフ唐津㈱

非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等それぞれの合計額のいずれもが、連結会社の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等それぞれの合計額に対して影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

前連結会計年度において非連結子会社でありました生命の森太陽光第一合同会社、生命の森太陽光第二合同会社、大熱海太陽光合同会社は2020年３月25日付で会社清算をしたため、非連結子会社から除外しております。

（持分法の適用に関する事項）

非連結子会社については、連結会社全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

（連結子会社の事業年度等に関する事項）

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

（会計方針に関する事項）

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品……主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

従業員特別補償引当金……アスベスト健康被害に係る元従業員（労災認定者）の補償金の支出に備えるため過去の実績を基礎に負担額を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……（ヘッジ手段）金利スワップ
（ヘッジ対象）借入金の支払利息

ヘッジ方針……金利スワップは、借入金利等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

5．のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年で均等償却しております。

6．その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「未払金」は1,139百万円であります。

（連結損益計算書関係）

一部の連結子会社において、従来、「販売費及び一般管理費」として計上しておりましたホテル客室清掃等に係る外注費用を、当連結会計年度期首より「売上原価」に計上しております。

この変更は、当社グループの主事業であるホテル運営事業における役務の提供、当該外注費用の比重が高まっており、今後も施設の拡大によりその傾向が強まると見込まれるため、売上原価を厳密に把握する必要性が出たことから、当社グループの原価管理体制を整備し、実態をより適切に表示するために行ったものであります。

なお、当連結会計年度におけるホテル客室清掃等に係る外注費用の金額は722百万円であり、当該金額は「売上原価」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表等に関する注記）

1．貸倒引当金直接控除額

流　動　資　産	12百万円
投資その他の資産	84百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　18,745百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

⑴　再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出する方法及び第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。
⑵　再評価を行った年月日	2002年３月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△120百万円

4．有形固定資産
所有目的の変更により有形固定資産から販売用不動産に7,977百万円、振替処理しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

当連結会計年度末（2020年３月31日）における発行済株式の種類及び総数

1．普通株式（自己株式を含む） 5,564,200株
2．自己株式 9,855株
3．剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月13日取締役会	普通株式	388百万円	利益剰余金	70.0円	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月13日取締役会	普通株式	277百万円	利益剰余金	50.0円	2020年3月31日	2020年6月29日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。
差入保証金は主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。
短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。
預り保証金は、利用権を有する施設会員からの預り金及びホテル運営事業の建物賃貸借契約の契約上の地位の継承に伴う預り金であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	2,880	2,880	－
⑵　売掛金	1,085	1,085	－
⑶　未収入金	689	689	－
⑷　差入保証金	1,984	1,984	－
資産計	6,639	6,639	－
⑸　買掛金	(524)	(524)	－
⑹　短期借入金	(3,300)	(3,300)	－
⑺　未払金	(2,709)	(2,709)	－
⑻　未払法人税等	(94)	(94)	－
⑼　預り金	(853)	(853)	－
⑽　リース債務	(1,380)	(1,354)	(△26)
⑾　長期預り金	(121)	(121)	－
⑿　預り保証金	(2,137)	(2,137)	－
⒀　長期借入金	(13,899)	(13,897)	(△2)
（1年内返済予定の長期借入金含む）			
⒁　長期未払金	(23)	(23)	－
負債計	(25,044)	(25,016)	(△28)

※負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金、⑶　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　差入保証金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

⑸　買掛金、⑹　短期借入金、⑺　未払金、⑻　未払法人税等、⑼　預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑽　リース債務、⒀　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑾　長期預り金、⑿　預り保証金、⒁　長期未払金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いて算定する方法によっております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び遊休不動産を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
765百万円	597百万円

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注）2．当連結会計年度の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

（１株当たりの情報に関する事項）

１株当たり純資産額	2,385円40銭
１株当たり当期純利益	19円21銭

（重要な後発事象に関する注記）

1．多額な資金の借入

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において資金の借入を行うことを決議致しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化に備えて、経営の安定化を図るべく手元資金を厚くすることを目的に借入を行うものであります。

⑴	借入先	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行
⑵	借入金額	3,000百万円
⑶	借入実行日	2020年５月下旬予定
⑷	返済期限	５年以内
⑸	担保等の有無	無担保・無保証

2．新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナウイルスの感染拡大による、日本政府からの2020年４月７日の「緊急事態宣言」の発令等により、当社グループのホテル等において臨時休業等の影響を受けております。当社グループは、この影響が2020年６月末まで継続し、その後は一定程度需要が回復していくものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積りに反映しております。しかしながら、今後の実際の推移がこの仮定と乖離し、影響が長期化した場合、当社グループの翌連結会計年度における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。現時点では、新型コロナウイルスの収束時期など不確定要素が多く、当該影響額を合理的に算定することは困難であります。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**9,281**	**流動負債**	**12,497**
現金及び預金	2,477	買掛金	240
売掛金	511	短期借入金	3,300
商品	1	１年内返済予定の長期借入金	3,083
販売用不動産	3,544	リース債務	3
前渡金	776	未払金	26
前払費用	327	未払費用	74
短期貸付金	485	未払法人税等	19
未収入金	435	未払事業所税	0
未収消費税等	605	前受金	7
立替金	116	預り金	5,641
		賞与引当金	98
固定資産	**22,875**		
有形固定資産	**1,785**	**固定負債**	**12,119**
建物	619	長期借入金	10,816
構築物	43	リース債務	2
機械及び装置	354	長期未払金	0
車輌運搬具	6	長期預り金	121
工具、器具及び備品	23	預り保証金	271
土地	732	従業員特別補償引当金	176
リース資産	6	退職給付引当金	238
無形固定資産	**216**	資産除去債務	493
借地権	189		
ソフトウェア	14	**負債合計**	**24,616**
その他	13	**純資産の部**	
投資その他の資産	**20,874**	**株主資本**	**9,161**
投資有価証券	0	**資本金**	**3,948**
投資再生関係会社株式	47	**資本剰余金**	**2,356**
関係会社株式	1,018	資本準備金	1,759
関係会社出資金	2	その他資本剰余金	596
関係会社長期貸付金	17,211	**利益剰余金**	**2,880**
長期前払費用	239	その他利益剰余金	
繰延税金資産	337	繰越利益剰余金	2,880
差入保証金	1,955	**自己株式**	**△23**
その他	63	**評価・換算差額等**	**△1,621**
		土地再評価差額金	△1,621
		純資産合計	**7,540**
資産合計	**32,157**	**負債・純資産合計**	**32,157**

損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

科目	金額	
		百万円
売上高		**4,763**
売上原価		**2,978**
売上総利益		**1,785**
販売費及び一般管理費		**1,093**
営業利益		**691**
営業外収益		
受取利息	214	
その他	23	237
営業外費用		
支払利息	108	
支払手数料	89	
貸倒引当金繰入額	24	
その他	9	232
経常利益		**696**
特別損失		
固定資産除却損	0	
従業員特別補償引当金繰入額	204	
関係会社株式評価損	105	309
税引前当期純利益		**387**
法人税、住民税及び事業税	△34	
法人税等調整額	△337	△371
当期純利益		**759**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,948	1,759	596	2,356	2,509	△23	8,791
当期変動額							
剰余金の配当					△388		△388
当期純利益					759		759
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	370	△0	370
当期末残高	3,948	1,759	596	2,356	2,880	△23	9,161

	評価・換算差額等	純資産合計
	土地再評価差額金	
当期首残高	△1,621	7,169
当期変動額		
剰余金の配当		△388
当期純利益		759
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	370
当期末残高	△1,621	7,540

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

主として定額法によっております。

4．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

5．リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……退職給付に係る債務は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、それぞれの発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員特別補償引当金……アスベスト健康被害に係る元従業員（労災認定者）の補償金の支出に備えるため過去の実績を基礎に負担額を計上しております。

7．ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……（ヘッジ手段）金利スワップ
（ヘッジ対象）借入金の支払利息

ヘッジ方針……金利スワップは、借入金利等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

8．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

9．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表等に関する注記）

1．貸倒引当金直接控除額

流動資産	12百万円
投資その他の資産	91百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　2,381百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金　銭　債　権	短　期	1,762百万円	長　期	204百万円
金　銭　債　務	短　期	5,500百万円	長　期	－百万円

4．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

⑴　再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出する方法及び第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

⑵　再評価を行った年月日　2002年３月31日

⑶　再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△120百万円

5．有形固定資産

所有目的の変更により有形固定資産から販売用不動産に3,218百万円、振替処理しております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,378百万円
仕入高等	2,968百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	214百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,806株	49株	－株	9,855株

（注）自己株式の株式数の増加49株は単元未満株式の買取によるものです。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額	72百万円
賞与引当金繰入額	30百万円
従業員特別補償引当金繰入額	53百万円
貸倒引当金繰入超過額	32百万円
会員権評価損否認	21百万円
販売用不動産評価損否認	85百万円
子会社株式評価損否認	174百万円
資産除去債務	151百万円
繰越欠損金	560百万円
その他	48百万円
繰延税金資産　小計	1,229百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△141百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△623百万円
繰延税金資産　合計	464百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△127百万円
繰延税金負債　合計	
繰延税金資産　純額	337百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	リソルホテル㈱	東京都新宿区	90	ホテル運営事業	(所有)間接 99.8	ホテル施設の運営受託役員の兼任	ホテル運営管理に係る資金移動	56	預り金	663
							子会社への賃貸料収入	2,598	－	－
子会社	リソル生命の森㈱	千葉県長生郡	100	CCRC事業	(所有)間接 99.8	宿泊施設及びゴルフ場運営事業等の事業協力役員の兼任	子会社への貸付	1,800	長期貸付金	2,830
子会社	㈱ジェージー久慈	東京都新宿区	10	ホテル運営事業	(所有)間接 99.8	運営事業等の事業協力役員の兼任	子会社の貸付金返済	433	－	－
子会社	リソル㈱	千葉県茂原市	100	シェアードサービス	(所有)直接 95.0 間接 4.8	運営事業等の事業協力役員の兼任	子会社への貸付	475	長期貸付金	10,051
							運営管理に係る資金移動	1,043	預り金	1,894
子会社	南栃木ゴルフ倶楽部㈱	東京都新宿区	87	ゴルフ場の経営	(所有)間接 99.8	運営事業等の事業協力役員の兼任	－	－	短期貸付金	397
子会社	益子ゴルフプロパティーズ㈱	東京都新宿区	100	ゴルフ場の経営	(所有)間接 99.8	運営事業等の事業協力役員の兼任	ゴルフ場運営管理に係る資金移動	82	預り金	677
子会社	福島グリーンシステム㈱	東京都新宿区	50	再生エネルギー事業	(所有)直接 95.0 間接 4.8	太陽光設備等の建設・運営・管理受託役員の兼任	太陽光設備の運営管理に係る資金移動	1,115	預り金	1,115
子会社	石川太陽光第二合同会社	東京都新宿区	1	再生エネルギー事業	(所有)直接 100.0	役員の兼任	子会社への貸付	4,300	長期貸付金	4,300
							借入金等に係る債務被保証（注３）	4,000	－	－
子会社	中京ゴルフ倶楽部㈱	愛知県豊田市	100	ゴルフ場の経営	(所有)間接 50.9	運営事業等の事業協力役員の兼任	ゴルフ場運営管理に係る資金移動	577	－	－

（注）１．上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

①　ゴルフ場運営管理の委託及び受託の取引条件は、当事者間の合意に基づいて、適切に決定しております。

②　資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

③　運営施設の賃貸の取引条件は、当事者間の合意に基づいて、適切に決定しております。

④　取引金額には、消費税等は含まれておりません。

３．当社の金融機関からの借入につき債務保証を受けたものであります。なお保証料の支払は行っておりません

（１株当たりの情報に関する事項）

１株当たり純資産額	1,357円55銭
１株当たり当期純利益	136円78銭

（重要な後発事象に関する注記）

１．多額な資金の借入

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において資金の借入を行うことを決議致しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化に備えて、経営の安定化を図るべく手元資金を厚くすることを目的に借入を行うものであります。

⑴	借入先	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行
⑵	借入金額	3,000百万円
⑶	借入実行日	2020年５月下旬予定
⑷	返済期限	５年以内
⑸	担保等の有無	無担保・無保証

２．新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナウイルスの感染拡大による、日本政府からの2020年４月７日の「緊急事態宣言」の発令等により、当社グループのホテル等において臨時休業等の影響を受けております。当社は、この影響が2020年６月末まで継続し、その後は一定程度需要が回復していくものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積りに反映しております。しかしながら、今後の実際の推移がこの仮定と乖離し、影響が長期化した場合、当社の翌事業年度における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。現時点では、新型コロナウイルスの収束時期など不確定要素が多く、当該影響額を合理的に算定することは困難であります。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

リソルホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

太陽有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　崎　　哲　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　政　憲　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」において、新型コロナウイルスの感染拡大による日本政府からの2020年４月７日の「緊急事態宣言」の発令等により、会社グループのホテル等において臨時休業等の影響を受けており、会社グループの翌連結会計年度における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があるが、当該影響額を合理的に算定することは困難である旨が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

リソルホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

太陽有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　崎　　哲 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　政　憲 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2019年４月1日から2020年３月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象に関する注記」において、新型コロナウイルスの感染拡大による日本政府からの2020年4月7日の「緊急事態宣言」の発令等により、会社グループのホテル等において臨時休業等の影響を受けており、会社の翌事業年度における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があるが、当該影響額を合理的に算定することは困難である旨が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制について、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

リソルホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小　嶋　康　司 ㊞

社外監査役　岡　本　正　彦 ㊞

社外監査役　村　上　健　夫 ㊞

以上

議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	平田秀明（ひらた ひであき） （1946年７月12日）	1973年10月　ミサワホーム株式会社（現 ミサワホームホールディングス株式会社）入社 1989年６月　同社取締役関連企業部長 1992年７月　同社常務取締役関連企業部長 1994年６月　当社代表取締役社長 2012年６月　当社取締役会長 2014年６月　当社代表取締役会長 会長執行役員 2017年６月　当社代表取締役会長執行役員兼社長執行役員 2017年12月　当社代表取締役会長兼ＣＥＯ 会長執行役員（現任）	11,925株
2	今泉芳親（いまいずみ よしちか） （1955年10月21日）	1979年４月　ミサワホーム株式会社（現 ミサワホームホールディングス株式会社）入社 2002年６月　当社入社 2014年６月　当社執行役員 2015年６月　当社常務執行役員 2017年６月　当社取締役グループ上席執行役員 2017年12月　当社代表取締役社長兼ＣＯＯ 社長執行役員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 リソル株式会社代表取締役社長 リソルホテル株式会社代表取締役社長 リソルペットアンドスパホテルズ株式会社代表取締役社長	727株
3	星野正（ほしの ただし） （1960年４月22日）	1983年４月　三井不動産株式会社入社 2017年４月　当社常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2017年６月　当社取締役常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2018年４月　当社取締役常務執行役員経営システム室担当兼広報室担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 リソルライフサポート株式会社代表取締役社長	756株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	大澤　勝（おおさわ　まさる） （1966年8月15日）	1990年4月　株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年2月　当社入社 2014年12月　当社執行役員F・D部長兼コンプライアンス室長 2015年6月　当社取締役執行役員F・D部長 2015年10月　当社取締役執行役員管理部長 2018年4月　当社取締役執行役員管理部長兼お客様相談室長兼経営管理部担当 2018年8月　当社取締役執行役員管理部長兼経営管理部長 2019年4月　当社取締役執行役員管理部長兼経営管理部長兼お客様相談室長 2020年1月　当社取締役執行役員経営管理部長兼経理部長兼総務部長兼お客様相談室長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長	1,283株
5	川村　豊（かわむら　ゆたか） （1963年4月6日）	1987年4月　三井不動産株式会社入社 2011年4月　同社商業施設本部業務推進室長 2015年4月　同社海外事業本部海外事業一部長 2018年4月　同社執行役員海外事業本部海外事業一部長 2019年4月　同社執行役員ホテル・リゾート本部長（現任） 2019年6月　当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	東尾公彦（ひがしお きみひこ） （1959年9月24日）	1997年９月　コナミ株式会社（現 コナミホールディングス株式会社）入社 2005年６月　同社取締役 2010年６月　当社社外取締役（現任） 2018年１月　コナミホールディングス株式会社取締役兼執行役員副社長 2019年６月　コナミホールディングス株式会社代表取締役副社長 2020年４月　コナミホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 コナミホールディングス株式会社代表取締役社長 関東ＩＴソフトウェア健康保険組合理事長	0株

（注）１．川村 豊氏及び東尾公彦氏は、社外取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

⑴　平田秀明氏は当社の代表取締役として長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの経営戦略や経営全般の統括などに生かせるものと判断したからであります。

⑵　今泉芳親氏は当社及び関係会社の代表取締役、事業部門の責任者を歴任し、当社グループにおける豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業運営体制の強化に生かせるものと判断したからであります。

⑶　星野 正氏は当社の取締役、関係会社の代表取締役の他、他社の取締役及び事業部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に生かせるものと判断したからであります。

⑷　大澤 勝氏は当社の開発部門、財務・経理・総務部門の責任者及び当社関係会社の代表取締役を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に生かせるものと判断したからであります。

⑸　川村 豊氏は三井不動産株式会社の執行役員及び同社関係会社の取締役を兼務しており、株式会社の経営に関する高い識見を有していること、三井不動産株式会社は当社の筆頭株主であり、当社に対する経営監視機能強化が期待されることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したからであります。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年になります。

⑹　東尾公彦氏はコナミホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、株式会社の経営に関する高い識見を有していること、コナミホールディングス株式会社は当社の株式を20%超保有する株主であり、当社に対する経営監視機能強化が期待されることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したからであります。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年になります。

4．川村 豊氏が執行役員を兼務している三井不動産株式会社及び東尾公彦氏が代表取締役を兼務しているコナミホールディングス株式会社は、当社の特定関係事業者であります。

5．当社は、川村 豊氏及び東尾公彦氏との間で、それぞれ、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項に定める金額を限度とする契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

6．所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（１株未満の端数切捨て）を含めております。

以上

本株主総会につきましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきたく、以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

●本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場されないようお願い申しあげます。
●本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。
●株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.resol.jp）等にておしらせいたします。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK